

「労働者死傷病報告等の提供に係る確認書」の一部変更について

基 安 安 発 0329 第 6 号
3 政 第 449 号
3 新 食 第 2013 号
3 農 産 第 3482 号
3 畜 産 第 1904 号
3 林 政 経 第 693 号
3 林 政 産 第 162 号
3 水 漁 第 1895 号
令 和 4 年 3 月 29 日

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課長

農林水産省大臣官房

政策課長

大臣官房新事業・食品産業部
新事業・食品産業政策課長

農産局

技術普及課長

畜産局

畜産振興課長

林野庁林政部

経営課長

木材産業課長

水産庁漁政部

企画課長

厚生労働省及び農林水産省は、令和2年9月9日付で交わした「労働者死傷病報告等の提供に係る確認書」について、一部変更し、別紙のとおり確認する。

労働者死傷病報告等の提供に係る確認書

1 趣旨

本確認書は、労働災害の分析及び対策に資するため、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課（以下「厚労省」という。）が、労働者死傷病報告の写し及び「災害情報一覧」（以下「死傷病報告等」という。）を農林水産省大臣官房政策課、大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課、農産局技術普及課、畜産局畜産振興課、林野庁林政部経営課、林野庁林政部木材産業課及び水産庁漁政部企画課（以下「農水省」という。）に提供することについて、役割分担、手続き等を定めるものである。

なお、本提供は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第8条第2項第3号の規定に基づくものである。

2 役割分担

- (1) 死傷病報告等の提供に係る連絡調整は、厚労省と農林水産省大臣官房政策課が行うものとする。
- (2) 厚労省は、保有する死傷病報告等のうち、食料品製造業（1.1）、木材・木製品製造業（1.4）、農業（6.1）、林業（6.2）、畜産業（7.1）、水産業（7.2）、卸売業（8.1）（起因物が木材、竹材であるものに限る）及び飲食店（14.2）に係るものを、農水省の求めに応じて提供する。提供に当たっては、「厚生労働省情報セキュリティポリシー」等に従うものとする。
- (3) 農水省は、提供された死傷病報告等を「農林水産省行政文書管理規則」、「農林水産省における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する訓令」等に基づき管理し、提供された死傷病報告等に係る個人情報について、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

なお、提供された死傷病報告等については、業種ごとに以下に掲げる課（以下「業種窓口課」という。）が管理することとする。また、農林水産省のその他の課が使用を希望する場合は、業種窓口課は当該課に必要な情報を提供するものとする。この場合において、業種窓口課は、当該情報の提供を受けた課に対し、本確認書の内容に準じて適切な管理を行わせるものとする。

食料品製造業及び飲食店	大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課
農業	農産局技術普及課
畜産業	畜産局畜産振興課
林業	林野庁林政部経営課

木材・木製品製造業及び卸売業（起因物が木材、竹材であるものに限る）

林野庁林政部木材産業課

水産業

水産庁漁政部企画課

- (4) 農水省は、労働災害の分析及び対策の検討のため、農水省が所管する以下の国立研究開発法人（以下、「所管法人」という。）に対し、提供された死傷病報告等のうち、必要な情報を提供することができるものとする。この場合において、当該情報の提供を受けた所管法人に対し、適切な管理を行わせるものとする。

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

国立研究開発法人 水産研究・教育機構

- (5) 所管法人は、提供された死傷病報告等を所管法人が定める次の規程等に基づき管理し、提供された死傷病報告等に係る情報について、漏えいの防止その他の個人情報適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

所管法人	規程等
(国研) 農業・食品産業技術総合研究機構	・農研機構法人文書管理規程(14 規程第 59 号) ・農研機構個人情報の保護に関する規程(17 規程第 82 号)
(国研) 森林研究・整備機構	・国立研究開発法人森林研究・整備機構法人文書管理規則(22 森林総研第 1769 号) ・国立研究開発法人森林研究・整備機構における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する規程(16 森林総研第 1565 号)
(国研) 水産研究・教育機構	・国立研究開発法人水産研究・教育機構法人文書管理規則(22 水研本第 30329005 号) ・国立研究開発法人水産研究・教育機構における個人情報及び特定個人情報の適正な管理に関する規程(17 水研本第 83 号)

- (6) 厚労省は、農水省に対して上記(3)の措置に関し、必要がある場合には、農水省が保管している死傷病報告等の返還又は写しの送付を求めることができる。
- (7) 農水省は、上記(3)により保管する死傷病報告等を農林水産省設置法第4条に規定する業務のために使用することができる。
- (8) 農水省は、死傷病報告等の提供を受け、その使用、または、保管に際して、知り得た秘密を他に漏らし、又は上記(7)の目的以外に用いてはならない。
- (9) 農水省は、上記(4)に基づき、死傷病報告等に関する情報を所管法人に提供する場合について、当該所管法人が当該情報から知り得た秘密を他に漏らし、又は提供の目的以外に用いることがないよう、当該所管法人に必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

3 手続き

- (1) 死傷病報告等の提供を希望する場合、農水省は、厚労省に対して提供を希望する死傷病報告等の業種、災害発生日の期間等を明示して提供を依頼し、厚労省は、農水省に対象の死傷病報告等の写しを提供するものとする。その際は、直接手交する等の確実な方法により受け渡しを行うものとする。
- (2) 農水省は、上記(1)のため、必要がある時は、事前に厚労省に必要な分の印刷用紙を持ち込むものとする。

4 その他

- (1) 農水省は、死傷病報告等を使用して災害分析を行った場合は、その結果を厚労省に提供するものとする。
- (2) 農水省は、死傷病報告等を使用して作成した調査・分析結果等を公表しようとするときは、事前に厚労省と協議し、その承諾を得るものとする。
- (3) 上記(1)及び(2)については、2(4)に基づき農水省の所管法人が分析し、分析結果等を公表しようとする場合も同様とする。
- (4) 農水省は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、農水省に対して死傷病報告等の開示、訂正又は利用停止の請求があった場合は、厚労省と協議の上、事案の移送等必要な措置を採るものとする。
- (5) 本確認書に規定されていない事項や本確認書の取扱いに関し疑義が生じた場合は、厚労省及び農水省が協議の上、定めるものとする。
- (6) 本確認書は、令和4年3月29日から適用する。